

## 幸田町保育園 I C Tシステム導入業務プロポーザル実施要領

### 1 目的及び趣旨

町立保育園への保育 I C Tシステム（以下「本システム」という。）の導入により、保育園の登降園管理を始めとする管理運営業務の負担を軽減し、保育に専念できる環境を整備することで、保育の質の向上を図るとともに、保育園を利用する保護者の利便性向上を図る。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

幸田町保育園 I C Tシステム導入業務

#### (2) 業務期間

契約日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

#### (3) 業務内容

別紙「幸田町保育園 I C Tシステム導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「機能仕様書（様式第 6 - 2 号）」のとおりとする。

#### (4) 業務場所

幸田町立保育園及び幸田町住民こども部こども課が指定する場所

#### (5) 業務に係る経費

予算 5 0, 3 2 1, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を除く。）

※ 1 令和 6 年度補正予算の予算議決を条件として契約が成立又は継続する。なお、予算が減額又は削減された場合、契約金額の減額又は契約を解除することがある。

※ 2 本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

#### (6) 全体スケジュール

No.	項目	日時
1	公募開始	令和 6 年 5 月 8 日（水）
2	参加表明期限、質問の受付期限	令和 6 年 5 月 2 2 日（水）午後 5 時まで
3	参加資格確認の通知	令和 6 年 5 月 2 4 日（金）
4	質問に対する最終回答	令和 6 年 5 月 3 1 日（金）
5	企画提案書等提出期限、辞退届提出期限	令和 6 年 6 月 1 4 日（金）午後 5 時まで
6	プレゼンテーション審査	令和 6 年 7 月 5 日（金）
7	審査結果の通知	令和 6 年 7 月 1 0 日（水）

### 3 選定方法

公募型プロポーザル方式により決定した優先交渉権者と随意契約とする。

### 4 参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件

このプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幸田町入札参加資格公告（令和 5 年幸田町公告第 1 4 1 号）第 3 条に規定する入札参加資格を有する者。なお、入札参加資格を有していない場合は、速やかに登録を行うこと。
- (2) 参加表明書の提出日から企画提案書の提出期限までの間において、幸田町の入札における指名停止又は指名保留措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号に掲げる要件に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者にあつては、参加表明書の提出日までに、同法の規定による裁判所による更生手続開始の決定がなされている者
- (5) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者にあつては、参加表明書の提出日までに、同法の規定による裁判所による再生手続開始の決定

がなされている者

- (6) 国、地方公共団体（自治体）、民間等において本業務又は類似業務の委託実績がある者
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者

## 5 参加表明書等の提出

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要調書（様式第2号）  
※添付書類 国税、地方税が課税される団体について、未税の税額がない旨の証明書（直近2年分・発効日から3か月以内のもの）
- ウ 業務実績調書（様式第3号）
- エ 会社概要 ※会社パンフレット等にて代替可とする。

### (2) 提出部数

- 各1部
- ※提出書類は全てA4判縦左綴じ

### (3) 提出方法

- 電子メール、持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- ※ 郵送の場合は、提出期限までにこども課に到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認すること。

### (4) 提出期限

- 令和6年5月22日（水）午後5時（必着）

### (5) 提出場所

- こども課 保育所グループ
- 住 所：〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
- 電 話：0564-62-1111（内線131、132）
- 電子メール：kodomotown.kota.lg.jp

## 6 質疑及び回答

質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）に必要事項を記入の上、電子メール、持参又は郵送で照会すること。郵送の際は、必ず電話にて着信を確認すること。

### (1) 提出期限

- 令和6年5月22日（水）午後5時（必着）

### (2) 提出場所

- こども課 保育所グループ
- 住 所：〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
- 電 話：0564-62-1111（内線131、132）
- 電子メール：kodomotown.kota.lg.jp

### (3) 回答方法

質疑の内容及び回答は、令和6年5月31日（金）までに参加表明者全員（辞退者を除く。）に対し、質疑回答書（様式第5号）に記入の上、電子メールにより行う。

## 7 企画提案の概要

### (1) 提出書類

仕様書等の目的及び期待される効果等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」として提出すること。

#### ア 企画提案書 ※任意様式

A4判縦（A3判の折り込み可）合計40頁以内とする。（表紙、中表紙及び目次は含まない）

#### イ 見積書 ※任意様式

消費税及び地方消費税を含んだ金額及びその詳細な内訳（本システム構築・保守・運用、

ネットワーク関係)を次の条件で試算して記載すること。

- ① ネットワーク機器の調達、構築に係る費用  
(本システム構築、ネットワーク整備費)
- ② 令和6年12月1日から令和7年3月31日までの利用料(4か月分)  
(回線、プロバイダ等ネットワーク利用料)
- ③ 令和6年12月1日から令和9年3月31日までの運用費(28か月分)  
(本システム利用料、機器運用保守費、MDM)

ウ 機能要件回答表(様式第6-1号)(A3判縦折り込み)(仕様書別表)要件一覧表の対応状況について、機能要件回答表の「対応可否」で、可能「○」、カスタマイズ「△」、不可「×」を選択し、カスタマイズ「△」がある場合は、「備考」に具体的な内容を記載するものとする。

全ての要件が重要又は基本的な事項であると本町は考えており、特に必須要件において「×」が1項目でもある場合は、要件一覧対応状況が「0点」となり、関連する評価内容についても減点対象となるので留意すること。また、代替案又はカスタマイズについても、職員の業務量が著しく増える等、効率的な提案でないと判断した場合も同様に減点対象となる。

エ 機能仕様書(様式第6-2号)

(仕様書別表)本システムの機能について、機能仕様書の「対応可否」で、可能○、カスタマイズ△、不可×を選択し、カスタマイズ△がある場合は、「備考」に具体的な内容を記載するものとする。なお、必須機能を満たしていない提案は仕様を満たしていないものと判断する。

オ 業務実施体制 ※任意様式

- ① プロジェクトを統括する責任者及び従事する担当者の氏名、経験年数、取得資格、経歴及び類似業務に係る業績等について記載すること。  
なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は、従前の担当者と同様以上の技術を有することを示す証明書を提出し事前の承認を得ること。
- ② 協力事業者等を置く場合は、その業務補助者についても記入すること。
- ③ 予定業務管理者及び担当者の経歴等(様式)を添付すること。

## 8 企画提案書の提出

- (1) 提出部数  
10部(見積書は1部)
- (2) 提出方法  
持参又は郵送(書留郵便に限る。)
- (3) 提出期限  
令和6年6月14日(金)午後5時(必着)
- (4) 提出先  
こども課 保育所グループ  
〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1  
Tel: 0564-62-1111(内線131、132)
- (5) その他  
ア 提出された書類は返却しないものとする。  
イ 企画提案書の内容については、本町に帰属するものとする。  
ウ 提案は1案とする。  
エ 郵送の場合は、提出期限までにこども課に到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認すること。  
オ 提出書類は、非公開とする。

## 9 審査及び決定

書類の提出があった者(以下「提案者」という。)を対象に、企画提案書内容による審査及

び提案者によるプレゼンテーションを実施し、「幸田町保育園 I C Tシステム導入業務プロポーザル選定審査委員会」において審査のうえ、最優秀者及び次点者を決定する。

(1) 審査基準

ア 別紙「評価基準」のとおり

イ なお、提案者が4者以上の場合は、書類審査による事前審査を行い、得点の高い3者を選考してプレゼンテーション審査を実施する。

(2) プレゼンテーション

ア 実施日

令和6年7月5日（金）

※会場、順番、集合時刻等については、別途通知する。なお、オンラインでの開催とする場合がある。

※参加表明者数により実施日が変更になる場合がある。

イ 出席者は統括責任者を含め4名までとする。なお、今後実務を担当することになる者を同席させること。

ウ 企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションの時間は、説明30分質疑応答15分の計45分を予定しているが、参加表明者数により変更する場合がある。

オ パソコン等の準備は、前者終了後の調整時間である5分以内とする。

カ プレゼンテーションは、各提案者が用意したパソコン（パワーポイント等のソフト入り）を用いて説明することを可能とする。

キ プロジェクタ、スクリーン及びケーブル（VGA 及び HDMI）は町で用意する。機種仕様等については、事前に確認する。

ク 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

ケ プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 結果通知

審査の結果は、7月10日（水）を目途に提案者全員に対して文書で通知する。

(4) 委託契約

ア 最優秀者を本業務に係る契約候補者とし、見積書徴収の相手方とする。

イ 見積書徴収は、7月中旬を予定している。

ウ 契約方法は、随意契約とする。

エ 最優秀者が契約を辞退または契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

オ 契約手続は、幸田町契約規則及び幸田町入札者心得書の定めによる。

10 その他

(1) 企画提案書の作成及びプレゼンテーションへの参加に要した費用は、応募者の負担とする。

(2) 提案を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（任意様式）を提出すること。

11 連絡先

住民こども部こども課保育所グループ（担当：太田）

住 所：〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

電 話：0564-62-1111（内線132）

電子メール：kodomo@town.kota.lg.jp